

公 示

京浜港川崎区及び同横浜区扇島における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（昭和43年2月川公示第1号）を下記のとおり改正し、令和4年7月1日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定に基づき、公示します。

令和4年6月30日

川崎税関支署長 柿原 成治

記

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
川崎コンテナ1号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。 [積卸] 関税法第39条の規定による公告（昭和29年公示第9号）で定める貨物に限る。
千鳥町1号係船岸壁、2～3号係船栈橋、4号係船岸壁、5～7号係船栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
東扇島1～9号岸壁	
三井埠頭(株) 石炭岸壁、南栈橋	
東洋埠頭(株) 雑貨栈橋、平行栈橋	
J F E スチール(株)東日本製鉄所 扇島東原料岸壁A～C、扇島出荷岸壁A～D、扇島北本船岸壁	
(株)J E R A 扇島LNGバース	
E N E O S(株) 川崎製油所 千鳥栈橋、浮島第3,4及び6栈橋、浮島本栈橋、100号地第1栈橋、150号地A-1栈橋、200号地第1～3及び5栈橋、400号地第42,44及び45栈橋、千鳥事業所A～D	
セントラル・タンクターミナル(株) 川崎栈橋	
東京油槽(株) 第1～2栈橋	
日清製粉(株) 鶴見工場 本船岸壁	
川崎市船客待合所前発着所	[交通] 京浜港(川崎区・横浜区扇島)けい留船舶に出入する者に限る。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
E N E O S(株) 100号地、150号地、200号地、400号地各通船発着場	[交通] E N E O S(株)扇島東シーバース及び同扇島西シーバースけい留船舶に出入する者に限る。

	[積卸] 船用品及び託送品に限る。
保税地域前面の岸壁又は物揚場 (指定保税地域を除く。) (積卸に限る。)	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。

注)

- ①「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ②「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。